（規約）平成 31 年 3 月 20 日公正取引委員会・消費者庁認定
平成 31 年 4 月 5 日公正取引委員会・消費者庁告示第 4 号
令和 6 年 9 月 30 日公正取引委員会・消費者庁告示第 4 号
（施行規則）平成 31 年 3 月 20 日公正取引委員会・消費者庁承認
（運用上の取扱い）令和 3 年 9 月 8 日日本洋酒酒造組合理事会承認

ウイスキーの表示に関する公正競争規約、施行規則及び運用上の取扱い

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
（目的） 第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ウイスキーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。		
（定義） 第２条　この規約で「ウイスキー」とは、酒税法（昭和28年法律第６号）第２条に規定する酒類のうち、同法第３条第15号に規定する酒類（輸入ウイスキーを除く。）をいう。 ２　この規約で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第２条第２項に規定する酒類製造業者のうちウイスキーを製造	（定義） 第１条　ウイスキーの表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第２条第２項の「これに準ずる者」は、ウイスキーを国内で詰め替えし、販売する者をいう。	（国産ウイスキーのタイプ名等） １　国産ウイスキーのタイプ名等の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 ⑴「ウイスキー原酒」とは、酒税法第3条第15号イ又はロに掲げる酒類をいう。 ⑵「モルトウイスキー」とは、酒税法第3条第15号イに掲げる酒類をいう。 ⑶「グレーンウイスキー」とは、酒税法第3条第15号ロに掲げる酒類をいう。 ⑷「ブレンデットウイスキー」とは、

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
して販売する者及びこれに準ずる者をいう。 3　この規約において「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項各号に規定するものをいう。	2　規約第２条第３項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するウイスキーの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 ⑴　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 ⑵　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） ⑶　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 ⑷　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 ⑸　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パ	モルトウイスキーとグレーンウイスキーを混和した酒類又は酒税法第3条第15号ハに掲げる酒類をいう。 ⑸「ストレートウイスキー」とは、モルトウイスキー又はグレーンウイスキーの単独からなるウイスキーをいう。（例「ストレートモルトウイスキー」、「ストレートグレーンウイスキー」） ⑹　「シングルウイスキー」とは、単一蒸留所で蒸留されたモルトウイスキー若しくはグレーンウイスキーの単独からなるウイスキー又は単一蒸留所で蒸留されたモルトウイスキーと当該単一蒸留所で蒸留されたグレーンウイスキーを混和したウイスキーをいう。（例「シングルモルトウイスキー」、「シングルグレーンウイスキー」、「シングルブレンデッドウイスキー」） ⑺「ピュアウイスキー」とは、単一原料のみからなるウイスキーをいう。（例「ピュアモルトウイスキー」、「ピュアライモルトウイスキー」）

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
	ソコン通信等によるものを含む。）	
（必要な表示事項） 第３条　事業者は、ウイスキーの容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれウイスキーの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明瞭に表示しなければならない。	（必要な表示事項の表示基準） 第２条　規約第３条各号に規定する事項（第２号に規定するものを除く。）の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号。以下「酒類業組合法」という。）又は食品表示法（平成25年法律第70号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（以下「食品表示基準」という。）の定めるところに従い表示するものとする。ただし、規約第３条第８号の表示については、消費者庁長官に届け出た製造所固有記号の表示をもって、また、規約第３条第９号の表示については、財務大臣に届け出た記号の表示をもって、それぞれこれに代えることができる。	（必要な表示事項） ２　規約第３条第１号から第９号（第２号を除く。）までの表示事項については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和２８年法律第７号）若しくは食品表示法（平成２５年法律第７０号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成２７年内閣府令第１０号）の定めるところによるのであるが、なお、次の点につき留意すること。
⑴　酒類の品目		⑴　表示する用語は、おおむね次による。 ①　麦芽については「モルト」と表示する。 ②　穀類については「グレーン」と表示する。
⑵　原材料名	⑴　原材料名 ウイスキーの特長を決定する要素に基づき、「原材料名」という文字の後に、次に掲げる原材料名を順次表示するものとする。 麦芽又はモルト 穀類又はグレーン （「穀類」又は「グレーン」の括弧書として類	⑵　製造者の氏名又は名称の表示は、例えば「○○株式会社製造」又は「製造者○○株式会社」と明示する。

<table>
<tr><th>公正競争規約</th><th>施行規則</th><th>運用上の取扱い</th></tr>
<tr><td>⑶　添加物</td><td>名を記載し又は穀類の種類名をそのまま表示しても差し支えないものとする。）
ブレンド用アルコール（穀類を原料とするものを除き、これらを当該ウイスキーにブレンドした場合に表示するものとする。）
スピリッツ　（穀類を原料とするものを除き、これらを当該ウイスキーにブレンドした場合に表示するものとする。）
シェリー酒類　（容量比で2.5パーセントを超えて使用した場合に、表示する。）
原材料名の表示例
<table><tr><td>〔原材料名〕
麦芽、穀類又は、モルト、グレーン</td><td>〔原材料名〕
麦芽､穀類（大麦､とうもろこし、ライ麦、〇〇等)、ブレンド用アルコール、スピリッツ</td><td>〔原材料名〕
麦芽、大麦、とうもろこし、ライ麦、ブレンド用アルコール、スピリッツ、シェリー酒類</td></tr></table>⑵　添加物</td><td></td></tr>
</table>

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
⑷　アルコール分 ⑸　内容量 ⑹　発泡性を有するものにあっては、その旨	食品表示基準の定めるところに従い表示するものとする。	
⑺　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	⑶　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 表示内容に責任を有する者として、製造者、販売者又は加工者の氏名又は名称及び住所を表示する。	
⑻　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 ⑼　酒類製造者の氏名又は名称及び製造場の所在地	⑷　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 ア　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を食品表示基準の規定に従い表示する。 イ　前号に規定する食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 ２　規約第３条各号に規定する事項を表示する文字の大きさ（日本工業規格 Z8305（1962）に規定する文字の大きさとする。）は、次によるものとする。	⑶　「製造場又は加工所の所在地」の表示については、平成２７年３月３０日付消食表第１３９号「食品表示基準について」をもって、消費者庁次長から国税庁次長等あて、次の抜粋のとおり通達されているので、留意すること。 ○　製造所又は加工所の所在地の表示 ①　製造所又は加工所の所在地の表示は、住居表示に関する法律に基づく住居表示に従って住居番号まで記載する。ただし、次のような記載は差し支えない。 ア　指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。）及び県庁の所在する市における道府県名を省略すること。 イ　同一都道府県内に、同一町村名がない場合に限り、郡名を省略すること。 ②　（略）

<table>
<tr><th>公正競争規約</th><th>施行規則</th><th>運用上の取扱い</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>
⑴　酒類の品目
内容量別に、次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。
<table>
<tr><td>3.6リットルを超えるもの</td><td>26ポイント</td></tr>
<tr><td>1.8リットルを超え3.6リットル以下のもの</td><td>16ポイント</td></tr>
<tr><td>１リットルを超え1.8リットル以下のもの</td><td>14ポイント</td></tr>
<tr><td>360ミリリットルを超え１リットル以下のもの</td><td>10.5ポイント</td></tr>
<tr><td>360ミリリットル以下のもの</td><td>8ポイント</td></tr>
</table>
⑵　前号以外
食品表示基準に定める次に掲げる活字の大きさ以上の大きさとする。
<table>
<tr><td>原則</td><td>8ポイント</td></tr>
<tr><td>表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの</td><td>5.5ポイント</td></tr>
</table>
３　規約第３条に規定する表示事項については、酒類業組合法又は食品表示基準の規定において、表示の省略が認められない事項を除き、輸送保管のためのもの及び100ミリリットル以下の容量詰品にあっては、当該表示を省略することができる。
</td>
<td>
○ 製造所所在地、製造者氏名の例外的表示
⑤　食品表示基準第３条第１項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項の３に規定する製造所固有記号の取扱いについては、次のとおりとする。
アからイ（略）
ウ　表示の方法について
(ｱ)　製造所の所在地の代わりに製造者の住所（法人の場合は原則として本社所在地）をもって表示する場合にあっては、製造所固有記号は、製造者の住所、氏名又は名称の次に、「+」を冠して表示することを原則とする。
(ｲ)から(ｴ)まで(略)

（原材料名の表示）
３　「原材料名表示」の表示場所は、びん型等が異なることもあって特定しないが、できるだけ見やすい場所に表示するよう配慮すること。
（注）化粧箱等外装についてこの「原材料名表示」は、当該外装を損なわなければ表示が確認できないもの（例えばポケットびんの箱）についてのみ実施する。
</td>
</tr>
</table>

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
（特定事項の表示基準） 第４条　事業者は、熟成年数の異なるものをブレンドしたウイスキーに、熟成年数を表示する場合においては、ブレンドしたもののうち最も熟成年数の若いものの熟成年数をもって、当該ウイスキーの熟成年数として表示するものとする。 ２　事業者は、原産国について誤認されるおそれがある場合には、当該原産国を施行規則で定めるところにより、表示しなければならない。	（特定事項の表示基準） 第３条　規約第４条第２項の原産国の表示は、「『商品の原産国に関する不当な表示』の運用基準について」（昭和48年公正取引委員会事務局長通達第12号）の定めるところによるものとする。 誤認されるおそれがある表示は、「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示第34号）第１項又は第２項に該当するものをいう。	（原産国） ４　「原産国」については、規則第３条の定めるところによるほか、次により取り扱うものとする。 ⑴　ウイスキーの原産国とは、当該ウイスキーにつき最終ブレンドを行った製造場の所在する国をいう。 ⑵　ウイスキーの産地名として国際的に著名な「スコッチ」、「バーボン」、「カナディアン」、「アイリッシュ」を用いたタイプ表示は、当該ウイスキーの特質に誤認を生じさせる恐れもあるので使用しないこととする。
（その他の表示事項等） 第５条　日本洋酒酒造組合（以下「組合」という。）は、第１条の目的を達成するため、特に必要があると認められる場合は、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。		
（不当表示の禁止） 第６条　事業者は、ウイスキーの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴　ウイスキーでないもの	（不当表示の禁止） 第４条　規約第６条に規定する不当表示の類型等を例示すると、次のとおりである。 ⑴　規約第６条第１号の品名については、ウイスキー	（特定用語） ５　規約第６条各号に規定する不当表示に係る類型等の例示は、規則第4条各号に掲げるところによるほか、次により取り扱うものとする。

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
をウイスキーであるかのように誤認されるおそれがある表示	以外の商品に「新ウイスキー」、「ウイスキー・リカー」、「ウエスキー」等ウイスキー又はウイスキー類似の名称を付し、あたかも当該商品が「ウイスキー」であるかのように誤認される表示をすること。ただし、ウイスキーの文字を使用したものであっても、一般消費者が明らかに当該商品（ウイスキー・リキュール、ウイスキー・ボンボン等）を「ウイスキー」とは異なるものと分別し得るものについては、「誤認されるおそれがある表示」に該当しない。	⑴　「Special grade」、「Special class」、「finest」、「highest」、「best」の最上級品を意味する用語の使用に当たっては、消費者に誤認を与えないように留意する。（ウイスキー原酒の混和率が30%未満のものについては、使用しない。） ⑵　「extra」、「deluxe」、「excellent」、「super」、「reserve」、「excellence」、「select」については、製品の格付け用語として定着し、国内慣行となっているものであるので、各社とも使用できる。 ⑶　各種タイプのウイスキーが国際的に併存していることから、自己の又は特定のウイスキーにつき「本格ウイスキー」と表示することは、他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがあるので、表示しないものとする。 ⑷　判断の基準等を明示することなく漠然と「原酒がたっぷり入っている。」など原材料の種類又は量について誤認されるおそれがある表示は行わないものとする。 ⑸　「宮内庁御用達」、「官公庁御用達」等の使用はしない。
⑵　熟成年数について誤認されるおそれがある表示	⑵　規約第６条第２号の「熟成年数」については、次の表示をすること。 イ　一部のものの熟成年数をもって、全体の熟成年数であるかのように誤認されるおそれがある表示。 ロ　一般消費者に、熟成年数であるかのように誤認されるような数字の表示。ただし、商品名、発売年号、自社格付け等であることが、一般消費者に通常認知し得るものについては、「誤認されるような数字の表示」に該当しない。 （注）　上記規定は、熟	

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
	成年数の表示を妨げるものではない。	
⑶　一部のものの事実をもって全体のものであるかのように誤認されるおそれがある表示	⑶　規約第６条第３号の表示については、「Sherry Casked」と表現することにより、当該商品のすべてがシェリー樽で熟成させたものであるかのように誤認されるなど、一部の事実をもって、製造方法、原材料につき、全体がそうであるかのように誤認される表示をすること。	
⑷　他の事業者又は他の事業者に係るウイスキーを中傷し、又は誹謗するような表示	⑷　規約第６条第４号の「中傷し、又は誹謗するような表示」については、他の事業者のウイスキー（ウイスキー以外の酒類を含む。）について品質等に係る比較を行い、自己のウイスキーが優良又は有利であるかのように訴求する表示をすること。	
⑸　輸入品でないものを輸入品であるかのように、又は輸入品を輸入品でないかのように誤認されるおそれがある表示	⑸　規約第６条第５号の表示については、国内で製造したウイスキーを、輸入ウイスキーの単なる割水若しくは小分けのための詰め替えであるかのように誤認されるおそれがある表示又は輸入ウイスキーの単なる割水若しくは小分けだけの詰め替え品を、あたかも国内産のものであるかのように誤認されるおそれがある表示をすること。	

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
⑹　賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示	⑹　規約第６条第６号の「賞でないもの」については、次のようなものを賞として表示すること。 イ　その事実がないにもかかわらず、あたかも団体が授与したかのように見せ掛けた賞 ロ　社会的地位、責任のないものが授与した賞 ハ　申請者が全員入賞するような場合の最低の賞 ニ　自ら称した賞	
⑺　自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業で受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示	⑺　規約第６条第７号の表示については、ある特定の商品について受けた賞、推せん等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他の商品についても、賞又は推奨を受けたかのように誤認されるような表示をすること。「賞、推奨等」の表示は、実際に賞、推せん等を受けた商品又は事業であることが、明らかに認知できるものに限るものとする。	
⑻　生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他事業者の実態について、客観的事実に基づくもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示		
⑼　前各号に掲げるもののほか、自己の製造し販売するウイスキーの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優		

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
良又は有利であると誤認されるおそれがある表示 （規約の実施機関） 第７条　組合は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約についての相談及び指導に関すること。 ⑶　この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 ⑷　この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 ⑸　不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 ⑹　一般消費者からの苦情処理に関すること。 ⑺　輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約の実施機関との連絡、調整等に関すること。	⑻　ウイスキーには致酔性がないと誤認される表示をすること。 ⑼　特定の原材料等が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認される表示をすること。	⑹　規則第４条第９号中「又は少ないこと」には、特定の原材料等を使用していないことを強調する場合を含むものとする。

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
⑻　関係官公庁との連絡に関すること。 ⑼　その他この規約の施行に関すること。 （違反に対する調査） 第８条　組合は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。 ２　事業者は、前項の規定に基づく組合の調査に協力しなければならない。 ３　組合は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、理事会の議決により３万円以下の違約金を課することができる。 （違反に対する措置） 第９条　組合は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除		

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 ２　組合は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、理事会の議決により、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　組合は、前条第３項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。 （違反に対する決定） 第10条　組合は、第８条第３項又は前条第２項の規定により違約金を課そうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 ２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に、組合に対して文書によって異議の申立てをす		

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
ることができる。 ３　組合は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 ４　組合は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 （施行規則の制定） 第11条　組合は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。 ２　前項の施行規則を定め又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 附　則 １　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 ２　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。	附　則 １　この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 ２　この施行規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。	

公正競争規約	施行規則	運用上の取扱い
３　施行日から平成32年３月31日までに製造され、又は加工されるウイスキーに係る表示については、なお従前の例によることができる。	３　施行日から平成32年３月31日までに製造され、又は加工されるウイスキーに係る表示については、なお従前の例によることができる。	